

公 示 送 達 書

里庄町公告第27号

令和8年7月13日

里庄町長 赤木 功



下記の送達書類は、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び里庄町税条例(昭和36年里庄町条例第9号)第18条の規定により公告します。

なお、送達書類は、里庄町税務課に保管してありますので、来庁の上受領してください。

記

送達する書類の名称		送達を受けるべき者
令和8年度軽自動車税督促状		PHAM CHI THANH
令和8年度軽自動車税督促状		貞利 智士
注 意 事 項	地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなされます。	
	公告日より起算して7日を経過した日 令和8年7月20日	